

2

賠償の概要

1. ご請求いただける方	7
2. 対象区域	9
3. 賠償させていただく資産および賠償金額算定の単位	10
4. 賠償させていただく損害	11
5. 賠償金額	11
6. 留意事項	18

今回の賠償は、平成23年3月11日時点に所有されている、しいたけ原木として出荷予定の立木について、本件事故による出荷制限にともない、土地に定着している立木の状態で伐採後の市場価値がすべて失われたものとして賠償させていただきます。

1. ご請求いただける方

平成23年3月11日時点で、対象区域に賠償の対象となる資産を所有し、かつ、しいたけ原木の出荷予定があった個人さま（個人事業主さまを含みます）、中小法人※1さまが本冊子記載の取扱いの対象となります。なお、上記の方から平成23年3月11日以降に相続により賠償対象資産を取得された方なども対象となります。ご請求者さまから委任された代理人※2さまもご請求いただけます。

※1 中小法人さまについては本冊子19ページをご確認ください。

※2 代理人さまのご請求方法については『記入例』の15～18ページをご確認ください。

ご請求いただくにあたり、以下の確認書類をご提出ください。

ご提出いただく確認書類

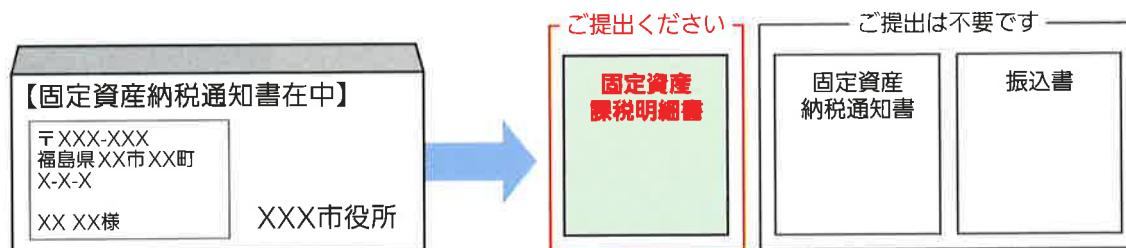
（1）固定資産課税明細書等の確認書類

賠償の対象となる立木が存在していることを確認するため、その立木が存在する土地についての平成22年度以降の固定資産課税明細書をご提出ください。なお、土地の課税地目が山林の土地に該当※1しない場合には固定資産課税明細書以外にも確認書類※2が必要となります。詳細は本冊子21ページをご確認ください。また、分収林契約などにより、土地を所有されず立木のみを所有されている場合は、分収林契約書等、立木が存在していることを確認できる書類※2をご提出ください。詳細は本冊子26～27ページをご確認ください。

※1 山林の土地の課税地目は、「山林」「保安林」「一般山林」「山林(砂)」「介在山林」「宅地介在山林」「農地介在山林」、または課税地目に「山林」もしくは「保安林」が含まれている場合をいいます。

※2 ご請求いただくにあたり上記以外にも確認書類が必要になった場合はご提出をお願いさせていただきます。

【平成22年度以降の書類】



ご確認いただく項目

- ・平成22年度以降の固定資産課税明細書であることをご確認ください（直近の書類でもご提出いただけます）。
- ・立木の存在する土地が固定資産課税明細書に記載されていることをご確認ください。

お手元に固定資産課税明細書がない場合、翌年度以降の固定資産課税明細書が市町村から交付されるのをお待ちいただき、交付後にご提出いただくか、市町村の担当窓口にて、名寄帳（固定資産課税台帳）の写しをご取得ください。

※固定資産税を代表して納税されていない共有者さまで、固定資産課税明細書をお持ちでない方は、代表納税者さまから固定資産課税明細書のコピーをご取得ください。

(2) しいたけ原木として出荷予定があったことの確認書類

しいたけ原木として出荷予定があったことの確認のため、ご請求される立木のいずれか1つの所在と一致する売買契約書、伐採届、補助金申請書、森林簿等をご提出ください。

必要書類(例)	確認事項
・売買契約書 ・伐採届 ・植林の補助金申請書	・広葉樹^{※1}または天然林^{※2}について、出荷(伐採・売却)したことが確認できること ・記載されている所在が、立木のいずれか1つの所在の固定資産課税明細書または分収林契約書等と一致すること ・平成23年3月11日時点からさかのぼって過去20年以内(平成3年1月1日～平成23年3月11日)に作成された書類であること
・森林簿	・広葉樹^{※1}または天然林^{※2}の確認ができること ・記載されている所在が、立木のいずれか1つの所在の固定資産課税明細書または分収林契約書等と一致すること ・林齢が20年以内であること。直近の伐採が反映されていないことなどにより平成23年3月11日時点の林齢と異なる場合は、林齢50年以内であること

※1 広葉樹は、ナラ・クヌギなど、広く平たい葉を持つ樹木をいいます。

※2 天然林は、人の手によって植林された人工林以外をいいます。

(3) 本人確認書類

個人さまの本人確認書類または中小法人さまの確認書類として、住民票の写しまたは商業・法人登記事項証明書※を本請求書とあわせてご提出ください。なお、過去に賠償金を受領されている場合は本人確認書類を再度ご提出いただく必要はありません。

※本人確認書類については、本冊子35ページをご確認ください。

(4) 相続に関する確認書類

賠償の対象となる立木の存在する土地を相続されており、相続手続きがお済みでない場合や、立木を相続されており分収林契約書などでは確認できない場合は、相続に関する確認書類をご提出ください。詳細は本冊子24ページまたは28ページ、および同封の『相続手続きがお済みでない場合のご説明』をご確認ください。

2. 対象区域

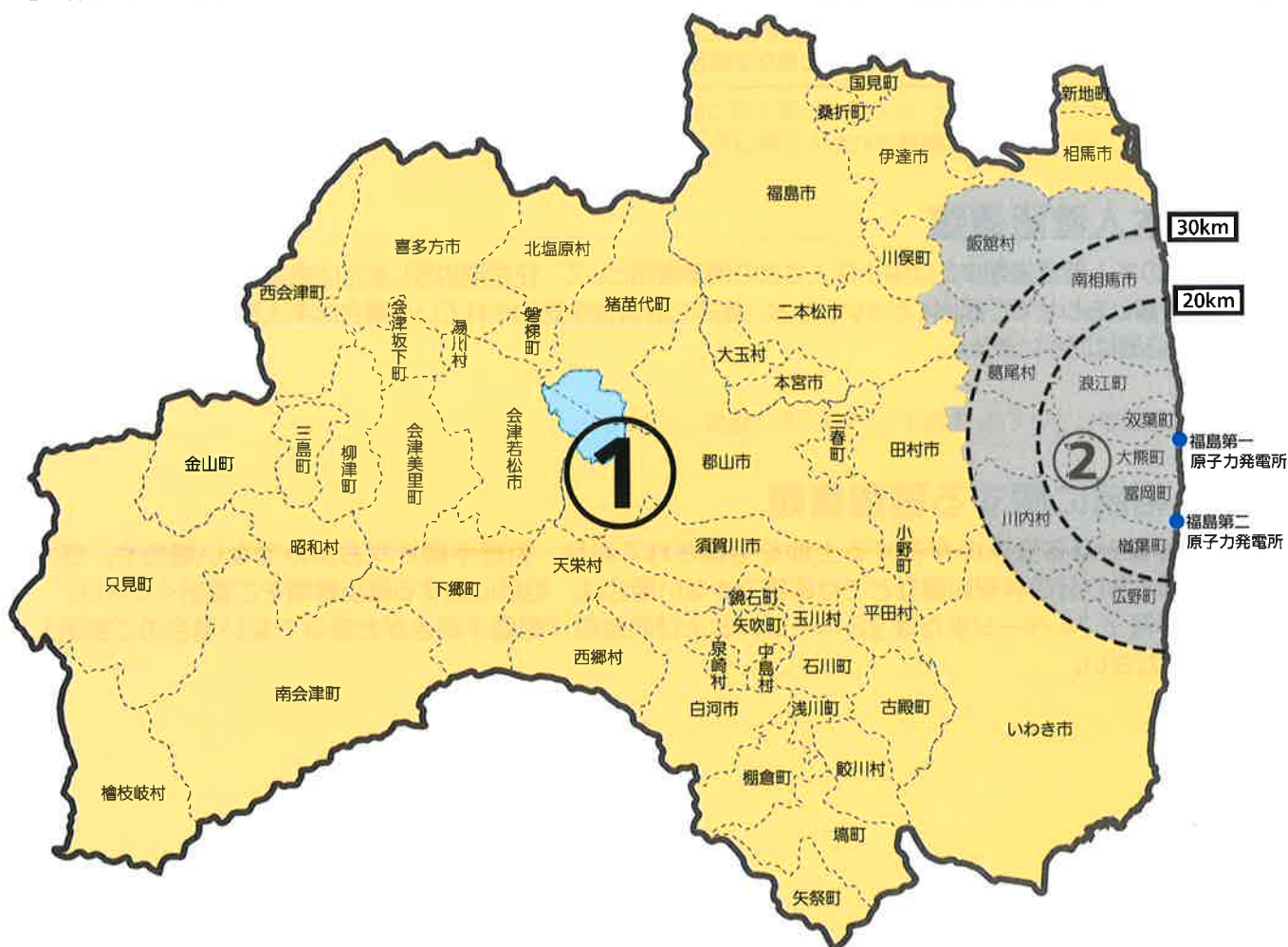
平成23年3月11日時点に、下記の区域（下図の **対象区域①**）に存在したしいたけ原木として出荷予定の立木を賠償の対象とさせていただきます。

対象区域① 福島県内の、以下を除く区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域およびこれらの指示が解除された区域、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域、南相馬市）

なお、下図の **区域②** に存在する立木を所有されている方は、別請求書によるご請求となりますので、弊社福島原子力補償相談室財物（土地・建物・家財）ご相談専用ダイヤル（0120-926-596）までお問い合わせください。

【全体図（福島県）】

（平成25年8月7日の政府公示にもとづき記載）



- ① 福島県内の、以下を除く区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域およびこれらの指示が解除された区域、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域、南相馬市）
- ② 福島県内の上記 **対象区域①** 以外の区域

3. 賠償させていただく資産および賠償金額算定の単位

賠償させていただく資産

平成23年3月11日時点で、対象区域に存在していた「しいたけ原木として出荷予定の立木」を賠償の対象とさせていただきます。なお、しいたけ以外のきのこ原木および薪（まき）や炭などとして出荷予定の立木であっても、しいたけ原木として市場に出荷が見込まれるような広葉樹または天然林であれば、賠償の対象とさせていただきます。

賠償項目	定義
立木	山林の土地に生育し、しいたけ原木として市場に出荷が見込まれる樹木

〈しいたけ原木として出荷予定の立木の例〉

しいたけ原木として出荷予定の立木とは、原材料用として切り出した原木の状態ではなく、伐採前の土地に定着している状態の立木をいいます。

— 今回の賠償の対象となります —

しいたけ原木として出荷予定の立木



— 今回の賠償の対象となりません —

しいたけ原木



賠償金額の算定単位

賠償金額の算定は、固定資産課税明細書の明細単位（土地を所有されておらず立木のみを所有されている場合は契約書上の明細単位）とさせていただきます。

平成23年3月11日時点の状況により、しいたけ原木として出荷予定の立木であることを確認のうえ、賠償させていただきます。

（凡例）  明細単位

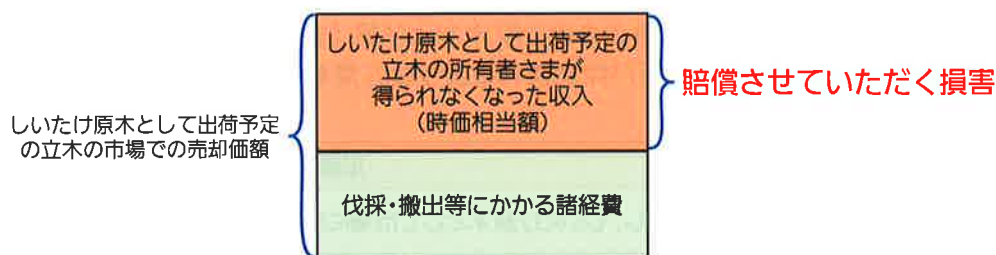


明細ごとの土地の主たる利用状況が山林の土地※以外である場合には、明細の一部に樹木があっても、賠償の対象となりません。

※山林の土地の課税地目は、「山林」「保安林」「一般山林」「山林（砂）」「介在山林」「宅地介在山林」「農地介在山林」、または課税地目に「山林」もしくは「保安林」が含まれている場合をいいます。

4. 賠償させていただく損害

しいたけ原木として出荷予定の立木の所有者さまが得られなくなった収入分を時価相当額と考え、本件事故にともなう出荷制限により市場価値は失われたものとして時価相当額全額を賠償させていただきます。



5. 賠償金額

賠償金額の算定式

賠償金額は以下の算定式により算定いたします。

(1) 山林の土地および立木を所有されているご請求者さま

① 土地上の立木のみを所有する方がいない場合

$$\text{賠償金額} = \text{時価相当額}^{\ast 1} \times \text{土地の持分割合}^{\ast 2}$$

② 分収林契約などがあり、土地上の立木のみを所有する方がいる場合

$$\text{賠償金額} = \left(\text{時価相当額}^{\ast 1} \times \text{立木の持分割合} + \text{しいたけ原木として出荷予定の立木賠償の単価}^{\ast 3} \times \left(\text{課税地積 (m}^2\text{)} - \text{契約面積 (m}^2\text{)} \right) \right) \times \text{土地の持分割合}^{\ast 2}$$

(2) 立木のみを所有されるご請求者さま

$$\text{賠償金額} = \text{時価相当額}^{\ast 1} \times \text{土地の持分割合}^{\ast 2}$$

※1 「しいたけ原木として出荷予定の立木賠償の単価」に分収林契約などの契約面積を乗じて算定いたします。

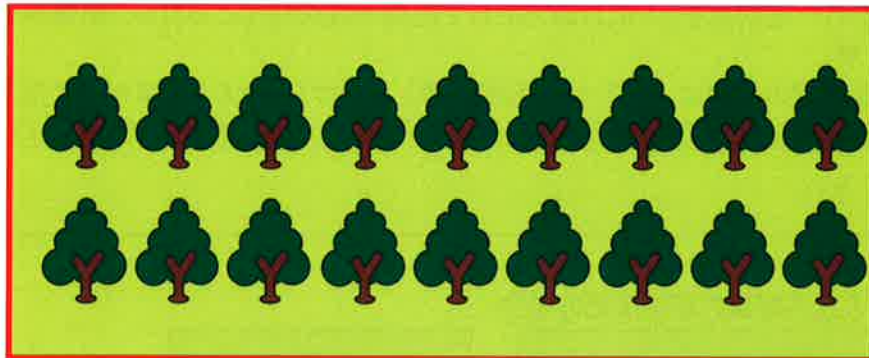
なお、しいたけ原木として出荷予定の立木賠償の単価は個別の事情に応じて対応させていただきます。

※2 土地の共有にともなう立木も共有されており、土地と立木の持分割合が等しい状況を想定しております。

※3 しいたけ原木として出荷予定の立木賠償の単価の詳細は本冊子14～16ページをご確認ください。

〈土地の所有者さまの算定例〉

①土地上の立木のみを所有する方がいない場合



(凡例)

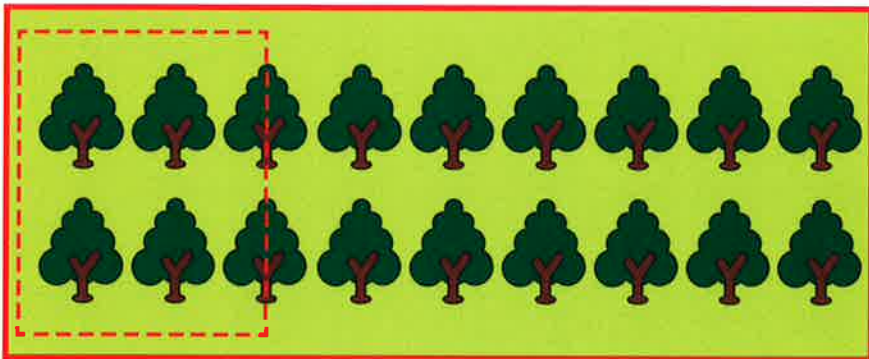
□ 課税地積 ⇒ 20,000㎡

土地の持分割合は $\frac{1}{1}$

賠償金額 100,000 円	=	時価相当額 100,000 円	$\left(\begin{array}{l} \text{しいたけ原木として出荷} \\ \text{= 予定の立木賠償の定型単価} \times \text{課税地積} \\ \text{5 円 / ㎡} \end{array} \right)$	×	土地の 持分割合 $\frac{1}{1}$
-------------------	---	--------------------	--	---	------------------------------

〈土地の所有者さまの算定例〉

②分収林契約などがあり、土地上の立木のみを所有する方がいる場合



(凡例)

□ 課税地積 ⇒ 20,000㎡

□ 契約面積 ⇒ 4,000㎡

└ 契約面積のうちで
土地所有者さまの
立木の持分割合: $\frac{2}{5}$

土地の持分割合は $\frac{1}{1}$

賠償金額 88,000 円	=	$\left(\begin{array}{l} \text{時価} \\ \text{相当額} \\ \text{20,000 円} \\ \text{(5 円 / ㎡} \times \text{4,000㎡)} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{立木の} \\ \text{持分割合} \\ \frac{2}{5} \end{array} + \begin{array}{l} \text{しいたけ原木として} \\ \text{出荷予定の} \\ \text{立木賠償の定型単価} \\ \text{5 円 / ㎡} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{課税地積 -} \\ \text{契約面積} \\ \text{16,000㎡} \\ \text{(20,000㎡ - 4,000㎡)} \end{array} \right)$	×	土地の 持分割合 $\frac{1}{1}$
------------------	---	--	---	------------------------------

※契約状況により、上記の算定式で適切に賠償金額を算定できない場合には、各資産の持分割合に応じて算定いたします。

時価相当額の算定式

時価相当額は、所有されている立木の一定割合をしいたけ原木として出荷予定の立木とみなし、賠償単価に対象地の面積を乗じて算定いたします。

しいたけ原木として出荷予定の立木賠償の単価は、5円/㎡（定型単価）とさせていただきますが、天然林の割合や出荷が見込まれる面積の実績値を確認できる書類をご提出いただくことで、単価を最大30円/㎡（実績単価）まで適用いたします。

算定式

（1）しいたけ原木として出荷予定の立木賠償の定型単価の場合

$$\text{時価相当額} = \text{定型単価 (5 円 / ㎡)} \times \text{対象地の面積 (㎡)}$$

（2）しいたけ原木として出荷予定の立木賠償の実績単価の場合

$$\text{時価相当額} = \text{実績単価 (上限 30 円 / ㎡)} \times \text{対象地の面積 (㎡)}$$

(1) しいたけ原木として出荷予定の立木賠償の定型単価

しいたけ原木として出荷予定の立木賠償の定型単価は、下表の式をもとに5円/㎡とさせていただきます。

$$\boxed{5\text{円/㎡}} = \boxed{\text{(A) 天然林単価 } 30\text{円/㎡}} \times \boxed{\text{(B) 天然林割合 } 80\%} \times \boxed{\text{(C) しいたけ原木として出荷予定の立木面積割合 } 20\%}$$

(A) 天然林単価

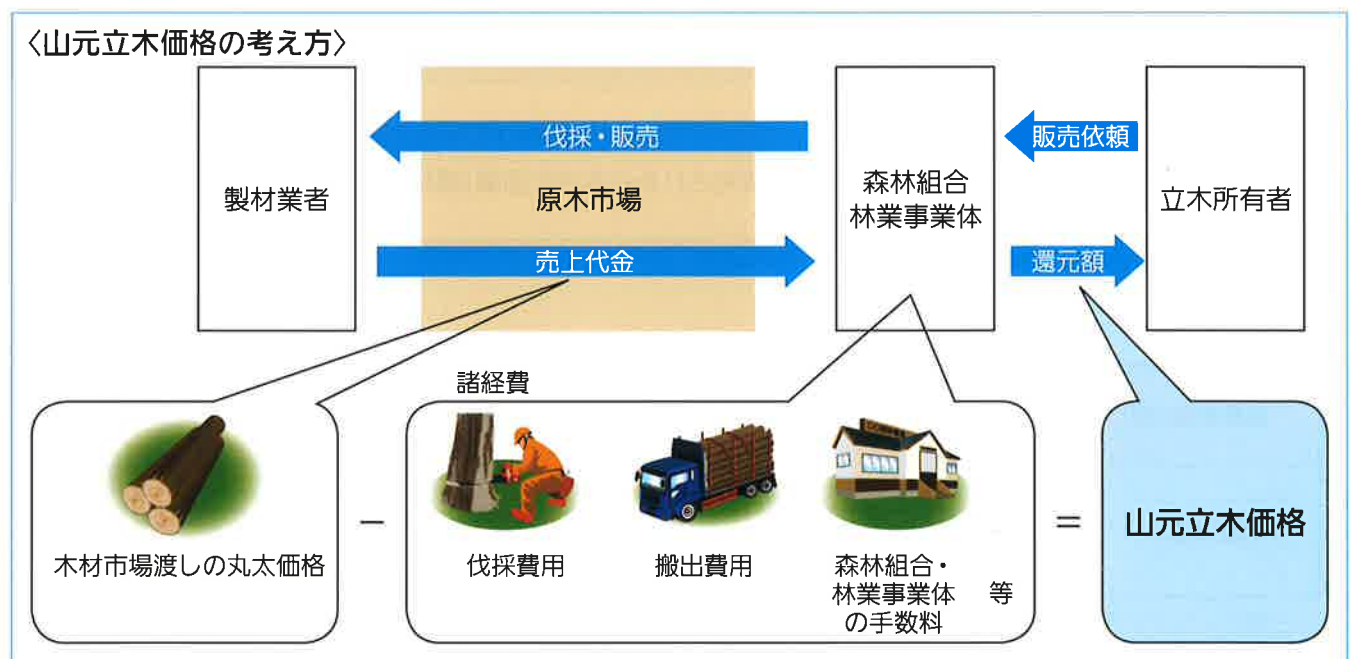
- 平成23年3月時点の山元立木価格を参考に算出した天然林単価30円/㎡としました。

(B) 天然林割合

- 福島県内で山林が多く天然林割合が高い地域の統計値を参考に、天然林割合を80%として設定しました。

(C) しいたけ原木として出荷予定の立木面積割合

- 立木の状態で損害の範囲を特定することが困難であるため、統計値を参考にした年間出荷面積割合と施業実態を考慮した影響期間をもとに、(年間出荷面積割合2%) × (影響期間) により算出した範囲に損害が発生しているとみなします。
- 年間出荷面積割合は、福島県農林水産部の「福島県森林・林業統計書」の統計値を参考に、広葉樹の出荷実績に統計上表れない取引があることも加味して2%と設定しました。
- 影響期間は、しいたけ原木の出荷サイクル(20年)を参考に、原子力災害特別措置法にもとづく指示が出されている旧緊急時避難準備区域や旧屋内退避区域等の地域とは状況が異なることを踏まえ、10年と設定しました。



(2) しいたけ原木として出荷予定の立木賠償の実績単価

必要書類をご提出いただける場合の取扱いです。

天然林の割合や出荷が見込まれる面積の実績値を確認できる書類をご提出いただくことで、実績単価として最大30円/㎡まで適用いたします。

$$\text{実績単価} = \text{天然林単価 30円/㎡} \times \text{(2)-1. 天然林割合} \times \text{(2)-2. しいたけ原木として出荷予定の立木面積割合}$$

(2)-1. 天然林割合

天然林割合が80%を超えることが確認できる書類をご提出いただくことで、天然林割合を最大100%として実績単価を算定させていただきます。

天然林割合	
定型値	実績値の算定式
80%	$\frac{\text{(提出書類の)天然林面積合計}}{\text{所有される立木の全面積(課税地積、契約面積等)}}$

必要書類(例)	確認事項
・売買契約書	・所有される立木の面積に対する、広葉樹または天然林の面積の割合が80%を超えていること※ ・記載されている所在が固定資産課税明細書または分収林契約書等の所在と一致すること

※ご提出いただいた書類をもとに算定した広葉樹または天然林の面積の割合が80%を超えない場合は、80%として算定させていただきます。

(2)ー2. しいたけ原木として出荷予定の立木面積割合

平成23年3月11日時点からさかのぼって過去20年間（平成3年1月1日～平成23年3月11日）における出荷実績書類をご提出いただき、過去の出荷実績面積の合計にもとづいて、「しいたけ原木として出荷予定の立木面積割合」を最大100%として算定させていただきます。

なお、過去20年間のうち10年間分（連続した期間である必要はございません）の実績のみを出荷実績面積合計の対象とさせていただきます。

※4月1日から翌年3月31日までを「1年間」とさせていただきます。

しいたけ原木として出荷予定の立木面積割合	
定型値	実績値の算定式 ^{※1}
20%	$\frac{\text{(提出書類の)出荷実績面積合計}}{\text{所有される天然林の全面積※2}}$

※1 当該期間中に複数年にわたり継続して施業されていた場合で、一部の期間分の書類をご提出いただくことが難しい場合は、弊社福島原子力補償相談室財物（土地・建物・家財）ご相談専用ダイヤル（0120-926-596）までご連絡ください。

※2 所有される立木の面積×80%（定型値）とさせていただきます（天然林割合の実績値が80%を上回る場合は、その天然林の面積とさせていただきます）。

必要書類（例）	確認事項
・売買契約書 ・伐採届 ・植林の補助金申請書	・広葉樹の出荷実績（売却・伐採面積）が確認できること[※] ・過去20年間（平成3年1月1日～平成23年3月11日）の出荷実績が確認できる書類であること ・記載されている所在が固定資産課税明細書または不動産登記情報の所在と一致すること

※ご提出いただいた書類をもとに算定した広葉樹の売却・伐採面積から計算される「しいたけ原木として出荷予定の立木面積割合」が20%を超えない場合は、20%として算定させていただきます。

しいたけ原木として出荷予定の立木が存在する対象地の面積

しいたけ原木として出荷予定の立木が存在する対象地の面積は課税地積にて算定しますが、平成22年1月2日から平成23年3月11日までに分筆または合筆が行われている場合は分筆・合筆後の地積を採用します。また、分収林契約等により立木のみを所有している場合は、対象地の面積は契約面積にて算定します。

土地を所有されている場合に、ご提出いただいた書類に記載された面積や不動産登記情報の地積が課税地積と一致しない場合には個別に確認させていただきます。

立木のみを所有されている場合に、ご提出いただいた書類に記載された面積が課税地積や不動産登記情報の地積を超える場合には個別に確認させていただきます。

持分割合

- 土地の持分割合について
土地を共有されている場合は、不動産登記情報にもとづき各共有者さまの持分割合を確認のうえ賠償させていただきます。
- 立木の持分割合および契約面積について
分収林契約等にもとづき、立木の持分割合および契約面積を確認のうえ賠償させていただきます。

諸費用

ご請求のための諸費用として定額1万円を、今回の賠償においてご請求者さまあたり1回に限りお支払いさせていただきます。

1万円を超える場合は、実際にかかった費用を確認させていただき合理的な範囲でお支払いいたします。この場合、領収書をご提出いただきますので、諸費用の領収書を保管いただきますようお願いいたします。なお、対象となる諸費用は、必要書類取得費用、コピー代となります。

6. 留意事項

(1) お支払いについて

ご請求に際して、本件事故との相当因果関係が認められない場合は賠償金をお支払いできないことがございます。ご請求いただいた内容が事実と異なり賠償金の過払いが判明した場合には、過払い相当金額について精算させていただきます。

また、賠償金のお支払い先に関しましては、ご請求者さまご本人名義の口座とさせていただきます。

(2) 今回のご請求における精算について

過去に「仮払補償金」または「建物の修復費用等にかかる賠償金」をお支払いしている場合、今回の賠償金額にて精算させていただきます。

また、過去の賠償において、賠償金額を重複してお支払いしている場合には、その重複金額を今回の賠償金額にて精算させていただきます。

(3) 売却収入について

立木を平成23年3月11日以降、今回の賠償の合意前に売却されている場合は、時価相当額に持分割合を乗じた金額から売却収入を控除させていただきます。なお、復旧・復興のための公共事業のために売却する場合においては、賠償の合意前に売却された場合であっても、賠償金から売却収入控除は行いません。

(4) 損害保険金を受領されている場合について

賠償の対象となる資産について、本件事故による損害を原因として損害保険金※（共済事業による給付等を含みます）を受領されている場合には、賠償金額から控除させていただきますので弊社福島原子力補償相談室財物（土地・建物・家財）ご相談専用ダイヤル（0120-926-596）までご連絡ください。

※地震・津波による損害に対して支払われた損害保険金は除きます。

(5) 地震・津波による損害について

賠償の対象となる資産について地震・津波による損害を確認することが困難のため地震・津波による損害の控除は行いません。

(6) 代理人さまのご請求について

代理人さまがご請求される際には、弊社からご請求者さまにお送りさせていただくご請求書の「代理人さまの情報」にご記入のうえご提出ください。

代理人さまのご請求については賠償金のお支払い先はご請求者さまご本人名義の口座とさせていただきます。

ご請求書のご記入方法については同封の『記入例』の15～18ページをご確認ください。

(7) ご請求いただける中小法人さまについて

平成23年3月11日時点に対象区域に賠償の対象となる資産を所有されていた、以下に該当する法人さまとさせていただきます。

なお、以下に該当しない法人さまにつきましては、個別に対応させていただきますので、弊社福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(0120-926-596)までご連絡ください。

- ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人^{※1}。ただし、資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人または相互会社等による完全支配関係がある普通法人は除きます。
- ・事業活動による収入^{※2}が3億円以下の公益法人等^{※3}。

※1 資本金等の額および完全支配関係の確認は以下の書類で確認させていただきます。

平成23年3月11日以前の直近年度の法人税の確定申告書[控](別表一・別表二)

(平成22年4月1日から平成23年2月28日までに終了する決算年度をいいます。ただし、3月決算の法人さまは、原則として平成23年3月期とさせていただきます)

※2 事業活動による収入は以下の年度で確認させていただきます。

平成23年3月11日以前の直近年度

(平成22年4月1日から平成23年2月28日までに終了する決算年度をいいます。ただし、3月決算の法人さまは、原則として平成23年3月期とさせていただきます)

※3 公益法人等につきましては次の法人さまが対象となります(下記のいずれにも該当しない法人さまにつきましては、事業の内容等を確認させていただき、個別に対応させていただく場合がございます)。

- ・宗教法人法に定める宗教法人
- ・医療法に定める医療法人
- ・社会福祉法に定める社会福祉法人
- ・私立学校法に定める学校法人
- ・特定非営利活動促進法に定める特定非営利活動法人
- ・更生保護事業法に定める更生保護法人
- ・一般社団法人および一般財団法人に関する法律に定める一般社団法人、一般財団法人
- ・公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律に定める公益社団法人、公益財団法人
- ・特例民法法人

4

Q&A

Q1 所有する土地の固定資産課税明細書が手元にない場合は、どのように入手すればいいのか。

A1 固定資産課税明細書は平成22年度分から26年度分のいずれでもご提出いただけますが、いずれもお手元にない場合は翌年度以降の固定資産課税明細書の交付をお待ちいただくか、名寄帳（固定資産課税台帳）の写しをご取得ください。

Q2 共有している資産はどのように請求すればよいか。

A2 各共有者さまの不動産登記上の持分割合に応じてご請求ください。固定資産税を代表して納税されていない共有者さまで、固定資産課税明細書をお持ちでない方は、代表納税者から固定資産課税明細書のコピーをご取得ください。

Q3 集落で所有している資産はどのように請求すればよいか。

A3 不動産登記情報の「名義」または固定資産課税明細書の「名義」に「総持」、「部落」など総有であることが確認できる名称が含まれている場合、当該資産については、集落などの代表者さまからご請求いただけます。具体的なご請求方法は、本冊子の25ページまたは28ページをご確認ください。

Q4 土地の納税管理人だが、土地上の立木について賠償請求できるか。

A4 今回の賠償は、土地上の立木を所有されている当該土地の所有者さまに対して賠償させていただきます。土地の納税管理ではなく、土地の所有を確認できなければ賠償させていただくことはできません。所有者さまの代理でご請求される場合には、代理人としてご請求書の「代理人さまの情報」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。
なお、代理人さまのご請求であっても賠償金のお支払先はご請求者さまご本人名義の口座とさせていただきます。

Q5 必要書類を提出できない場合、賠償請求できないか。

A5 必要書類は、原則すべてご提出いただくことをお願いしておりますが、すべてご提出いただくことができない場合は、弊社福島原子力補償相談室財物（土地・建物・家財）ご相談専用ダイヤル（0120-926-596）までご連絡ください。

Q6 登記等に必要となる専門家の費用は支払われるのか。

A6 ご本人の権利保全のために発生する費用であるため、所有者さまでご負担ください。

Q7

土地に抵当権が設定されている場合、土地上の立木の所有者、土地の抵当権者のどちらに賠償されるか。

A7

土地に抵当権が設定されている場合におきましても、土地上の立木の所有者さまに賠償させていただきます。

Q8

賠償の合意前に立木を売却した場合には、賠償金から控除されるか。

A8

立木を平成23年3月11日以降、今回の賠償の合意前に売却している場合は、時価相当額に持分割合を乗じた金額から売却収入を控除させていただきます。なお復旧・復興の公共事業のために売却する場合には、賠償の合意前に売却された場合であっても、賠償金からの売却収入控除は行いません。

Q9

分収林契約を自治体(または中小法人以外の法人)と締結しているが、立木に関する損害賠償を請求できるか。

A9

個人さま(個人事業主さまを含みます)または中小法人さまが、本請求書ではご請求できない自治体(または中小法人以外の法人)と分収林契約を締結している場合でも、個人さままたは中小法人さまご自身の持分にかかる立木については、本請求書によりご請求いただけます。

Q10

今回の賠償請求時に請求が漏れていた立木がある場合は追加で請求できるか。

A10

原則としてご請求は1回にまとめてお願いいたします。ただし、今回のご請求後にご請求いただけない立木の存在が確認された場合などは、弊社福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(0120-926-596)までご連絡ください。

Q11

今回の立木の賠償金は課税の対象となるか。

A11

大変お手数ですが、最寄の税務署へご相談いただきますよう、お願い申し上げます。

Q12

なめこ原木を出荷していたが、今回の賠償の対象となるか。

A12

しいたけ以外のきのこ原木として出荷予定の立木も、しいたけ原木として市場に出荷が見込まれるような広葉樹または天然林であれば、賠償の対象とさせていただきます。

